

習志野市教育委員会会議録
(令和5年第4回定例会)

- | | | | |
|---|------|-------------------------------------|---------|
| 1 | 期 日 | 令和5年4月26日(水) | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時40分 |
| | | 閉会時刻 | 午後2時40分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 赤 澤 智津子 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 菅 原 優 |
| | | 生涯学習部長 | 片 岡 利江 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部次長 | 杉 山 健一 |
| | | 生涯学習部次長 | 芹 澤 佐知子 |
| | | 学校教育部副参事 | 相 澤 慶一 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育部課長 | 奥 秋 裕司 |
| | | 指導課長 | 近 藤 篤史 |
| | | 学校給食センター所長 | 石 垣 延幸 |
| | | 総合教育センター所長 | 小 出 広恵 |
| | | 社会教育課長 | 越 川 智子 |
| | | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |
| | | 青少年センター所長 | 田 中 紀代美 |
| | | 中央公民館長 | 小久保 範 彰 |
| | | 学校教育部主幹 | 西 郡 隆 司 |
| | | 学校教育部主幹 | 宮 崎 宗 長 |
| | | 学校教育部主幹 | 河 村 幸 枝 |
| | | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 | 水 嶋 りえ子 |
| | | 学校教育部主幹 | 高 瀬 哲 |
| | | 学校教育部主幹 | 奥 山 昭 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 志 摩 豊 |
| | | 生涯学習部主幹 | 小 平 扶美子 |
| | | 生涯学習部主幹 | 高 田 賢 |
| | | 学校教育部主任管理主事 | 寺 嶋 耕 一 |
| | | 指導課主任指導主事 | 伊 坂 尚 子 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和5年習志野市議会第1回定例会一般質問等について
- (2) 臨時代理の報告について
(習志野市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について)
- (3) 臨時代理の報告について
(習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について)
- (4) 臨時代理の報告について
(令和5年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について)
- (5) 令和5年度習志野市運動部活動の地域移行について
- (6) 令和5年度講師の配置状況及び令和4年度末教職員の人事異動等について
- (7) 令和5年度指導重点事項について
- (8) 新型コロナウイルス感染症5類移行に係る学校生活の対応について

第3 議決事項

- 議案第11号 令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
- 議案第12号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について
- 議案第13号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第14号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第15号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出はないが、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(3)及び(4)並びに議案第11号ないし議案第15号を非公開とし、議案第15号の非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和5年第3回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和5年習志野市議会第1回定例会一般質問等について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 臨時代理の報告について(習志野市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について) (教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(2)「臨時代理の報告について(習志野市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について)」、説明する。

資料6ページ目を御覧いただきたい。地方公務員法の一部改正に伴い、今年度退職の者から、定年が60歳から65歳に延長となることに伴い改正しようとするものである。改正内容としては、今後、2年に1歳ずつ定年の延長がなされ、60歳に達した日以後に退職した者を短時間勤務職員として採用することができる「定年前再任用短時間勤務制」の導入及び現行の再任用制度が変更されることから、「再任用短時間勤務職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」に名称が変わるものである。このことから、習志野市立小学校及び中学校管理規則のほか、学校職員の勤務時間等に関する規則、習志野市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間等に関する規則及び習志野市社会教育施設に勤務する職員の勤務時間等に関する規則について、一括して文言整理し改正するものである。

なお、本規則は令和5年4月1日からの適用となり、教育委員会会議を招集する暇がなかったことから、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時代理したので報告するものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(5) 令和5年度習志野市運動部活動の地域移行について (指導課)

近藤指導課長

報告事項(5)「令和5年度習志野市運動部活動の地域移行について」、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。本市の地域運動部活動の目的は3点である。1点目は生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築、2点目は教職員の働き方改革の実現、3点目は本市が築いてきた部活動の良さを活かした活動の推進である。特に1点目については、少子化の中でも、将来にわたって本市の子ども達がスポーツ等に継続して親しむことができる機会をしっかりと確保していきたいと考えている。また、部活動を楽しみにしている生徒にとって、活動を保障し、これまでの習志野の教育が築いてきた部活動を生徒・教員共にやりがいをもって活動できるものにしたと考えている。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。平日と休日の比較についてである。国・県より示されているのは休日の部活動を段階的に地域に移行し、活動費や保険、指導者への報酬等は原則受益者の負担となっている。令和5年度については、市研究指定事業として実施し、学校部活動の地域連携という形で学校管理の下行う。指導者の報償費等については、市費で実施する。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。実施校については、公募により決定した第一中学校女子バスケットボール部、第二中学校陸上部、第七中学校男子バレーボール部の3校で

実施する。実施期間は令和5年5月から令和6年3月で、年間150時間以内とする。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。活動日については、部活動ガイドラインに準じて週当たり休日1日3時間以内とする。また、今までと変わらぬ部活動の運営ができるよう総括責任者は学校長とし、研究を進めていく。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。地域部活動指導員の業務については、今まで教員が担ってきた部活指導を休日に行う。部活動を円滑に運営するためには、学校・家庭との連携が重要となる。また、平日と休日の指導者が変わることから、生徒が混乱しないよう、指導方針等を共有し連携を図っていく。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。研究内容については、1点目の平日部活動と休日部活動の連携、2点目の生徒への配慮事項や安全管理、3点目の施設の利用方法や注意事項の確認、4点目の教員の業務削減の4点を中心に研究していくが、実施にあたり多くの課題が見えてくることが想定される。今年度の実施状況を検証し、令和6年度の地域移行の推進に向けた研究資料としていく。また、生徒や保護者、教職員へのアンケート等を実施し、しっかり検証を進めていきたいと考えている。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。部活動の地域移行においては、多くの課題が想定される。様々な角度から研究・検証し、これまで習志野の学校教育が築いてきた部活動の良さを活かし、生徒や保護者・教職員にとって魅力的な「習志野スタイル」を築けるよう地域移行を推進していく、と概要を説明

赤澤委員

この地域移行は、まずはモデル校で実施して、それを研究し全校に広げていくことが提示されていると思うが、この3校が上手くいったかどうかの評価はどのように行うのか。例えば、教職員の労働時間がどうなったのか、満足度はどうなったのか等が考えられるが、モデル校で実施した研究の評価方法と、その結果の出し方についてどのように実施していくのか教えていただきたい、と質問

近藤指導課長

評価については、生徒や保護者、関係教職員にアンケートを取った上で、活動への満足度をしっかり把握していきたいと考えている。また、教職員の働き方改革も踏まえ、教職員の勤務時間等もしっかり確認していく必要があると考えている。これらを総合し、来年度に続けていけるよう検証していきたいと思っている、と回答

赤澤委員

恐らく、地域移行全てが簡単に上手く運ぶというのは難しいと感じる。課題は何か、目的は何かということの評価していただき、それらをまた御報告いただきたい、と要望

馬場委員

地域移行が仮にあまり上手くいかなかったケースがあった場合でも、来年度からは地域移行を進めていくことになるのか、と質問

近藤指導課長

令和6年度には各学校1部活以上の地域移行を想定している。仮に上手くいかなかった場合には、地域との連携など、何が問題・課題なのかをしっかりと確認していくことが非常に重要であることから、それらを来年度生かしていきたいと考えている、と回答

馬場委員

そのためには、今年度の終わりに課題や問題が解決できていない場合はとても困るのではないか。アンケートを取る時期にもよると思うが、例えば、年度の真ん中や学期の終わりでもよいが、一度アンケートを取って検証するといった工夫が必要であると思う。また、指導者の人材確保についても、来年度に向けて、どの中学校、どの部活動でもスムーズに導入できるよう調整や研究をしていく必要があると思うので、並行して準備をお願いしたい、と要望

近藤指導課長

人材の確保は大きな課題であると捉えている。現在ボランティアをしてくださっている方等含めて、適切な人材を確保していけるよう努めていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

運動部活動の地域移行について、今後の全体的なスケジュールを補足して説明していただきたい、と質問

近藤指導課長

今年度は公募を元に3つの部活動で実施するが、令和6年度は各学校で1部活以上実施できるよう取り組んでいく予定である。そして、令和7年度からは、複数の部活動で取り組んでいく予定で準備を進め、併せて文化部活動についても、まだ課題が多いところではあるが、今後、検証も踏まえて準備していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

地域移行については、千葉県でも様々な形で現在準備がなされているが、先行事例について補足して説明していただきたい、と質問

近藤指導課長

千葉県内では柏市において、予算措置を含め、先行した地域移行に取り組んでいると聞いている。今後も他市での取り組みを情報収集し、本市もリードしていけるよう進めていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

千葉県教育委員会によると、まだ環境整備の段階で様々な課題があり難しい部分もあるが、令和8年度までには休日の部活動と平日の部活動を切り分けていくことを最終的な目標にしているとのことである。つまり、部活動が全てなくなるわけではなく、平日は学校で行うけれども、休日は学校外で行う、もしくは、場所は学校だが指導者が学校外の者である、といった方向性で実施していく主旨の説明であった。

また、先行事例については、説明があったように、柏市が既に運営の団体を公募して、今年の9月から施行していき、今後8割程度が移行していく予定で進んでいるとのことである。

さらに、保護者負担の問題等も含めて研究すべきテーマがあることから、教育委員会としても、今後どういったスケジュールになるかまだわからないところではあるが、しっかりとゴールを決めた上で、様々な取り組みをしていかなければいけないと捉えている。ぜひ、今後も御意見をいただきたいと思っている、と発言

高橋委員

私が学生の時は、試合前以外は土曜日と日曜日の練習はあまりなかったような記憶があるが、

習志野市では、ほとんどの部活は土曜日や日曜日のどちらかは活動しているのか、と質問

近藤指導課長

はっきりとした数までは把握できていないが、土曜日か日曜日のどちらかは活動している部活が多いと認識している、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

報告事項(6) 令和5年度講師の配置状況及び令和4年度末教職員の人事異動等について (学校教育課)

奥秋学校教育課長

報告事項(6)「令和5年度講師の配置状況及び令和4年度末教職員の人事異動等について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。「1 令和5年度講師の配置状況」について、今年度初めの臨時的任用講師の配置状況は必要数71名のところ、69名配置済みであり、残りの2名についても5月1日には配置予定である。臨時的任用講師の内訳については、産育休等の休みを取っている教諭の代替者が32名、学級数等の減少を見越して欠員とし、講師で対応している者が30名、少人数等の加配として配置された者が9名の合計71名である。初任者指導等の会計年度任用職員は、必要数27名全部が配置済みである。

「2 令和4年度末教職員の異動者数」については、昨年度と比較すると、市内異動及び退職が多く、新規採用は減少している。今年度末には定年延長が始まり、退職者が激減することが予測される。新規採用数等を慎重に算出し、人事を進めていく。

最後に、「3 令和5年度教職員の女性管理職数」について、人数は資料記載のとおりで、割合としては習志野市の女性校長の割合が26%、女性教頭の割合は29%である。これは葛南教育事務所管内の女性校長の割合25%、女性教頭の割合25%を上回る結果である、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

報告事項(7) 令和5年度指導重点事項について (指導課)

近藤指導課長

報告事項(7)「令和5年度指導重点事項について」、説明する。この指導重点事項は、市内各学校の教育活動の充実及び授業改善に向け、重点的に取り組む内容を示したものである。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。令和5年度指導重点事項については、資料に記載の4点を柱に掲げている。その中で、今年度は、これまでの一人一人が「輝く」、「大切にする」、「伸ばす」に加えて、「育てる」という観点を加えた。これは、学校や家庭、地域社会に連携して取り組んでいただくこととするものである。その背景には、今年度より、市内の全小・中・高等学校が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなったことがあげられる。これまで以上に地域との連携を深めていくことを、「学校経営」の重点事項に掲げたものである。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。指導の重点の中心として掲げているのが、「習志野学びずむ」である。いわゆる習志野市の「授業スタンダード」的位置付けとして取り組んでいるものである。授業の中で、児童生徒が集中し、全力で取り組む本気時間を確保しようという活

動があるが、今年度は、これをより意図的・効果的・具体的にするために、授業内容の中で考えさせるべきことは何か、授業の中のどの場面で設定するのかを意識しながら授業を組み立てることを、発信していきたいと考えている。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。具体的な学習指導について、今年度は、特に市立図書館と連携した学校図書館の効果的な活用やタブレット端末の有効活用による、個別最適な学びと協働的な学びの推進及び家庭学習の充実を図っていく。また、英語で行うことを基本とする外国語科授業の推進にも努めていく。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。特別支援教育については、特別支援学級担任の教師だけではなく、管理職も含め、全教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図っていく。これは、通常学級においても特別な支援を要する児童生徒へのきめ細かな対応が求められる状況があることによるものである。また、特別支援学級の学級経営、個別の指導計画を活用した一人一人への最適な指導の充実を図っていく。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。総合的な学習の時間・特別活動・キャリア教育についてである。今年度、4年ぶりに鹿野山少年自然の家の宿泊学習を再開する。また、コミュニティ・スクールとしたことの利点を生かし、地域と連携したキャリア教育の充実も目指していく。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。体育・健康・安全教育については、体育科授業の改善、現在も取り組んでいる「遊・友ランキング」の継続的な実施による体力向上を図る。また、今年度は、運動部活動の地域移行を3校で実施し、その方向性を検証していく。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。生徒指導については、児童生徒個々の悩みや不安をしっかりと受け止めていくため、昨年度から、全ての学校で教育相談週間を学校の予定の中に明確に位置付け、確実に実施していくようにしている。特に、新たに始めた小学校では、「担任の先生と1対1でじっくり話すことができ安心した」、「みんなの前では話しにくいことを話すことができた」との声が多くあり、大変好評であった。今年度も、その取り組みをさらに充実させていきたいと考えている。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。道徳教育については、「考え、議論する道徳」の授業をより充実させるため、児童生徒が自分ごととして捉えることのできるテーマや題材を用いた授業実践をしていく。児童生徒の興味・関心があるものが望まれるが、それ以上に、考え、議論する価値がある題材であるか否かをしっかりと吟味していく。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。このような教育活動に取り組む教員の研修の充実である。今年から「千葉県・千葉市教員等育成指標」が改訂されたことを踏まえ、教職員も主体的・能動的に研修に取り組むことで、資質能力の向上を図っていく。本市の教職員の益々の若年化に伴い、これは喫緊の課題であると捉えている。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。この指導重点事項のスローガンは、「ONE UP, ONE CHALLENGE！」である。何か一つ、新たな取り組みをしていくことで、全ての児童生徒一人一人がきらりと光ることができるよう取り組んでいく。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。今年度の、学校訪問及び公開研究会の予定である。教育委員の皆様にも、足を運んでいただけたら幸甚である、と概要を説明

高橋委員

スライド資料4ページ目上段の「体育・健康・安全教育」について、ここに記載のないものについては実施しないという意味ではないとは思いますが、説明を聞いていて「体育・健康・安全教育」を掲げている割には、資料では3点記載されているもののうち、「体力向上」が2つ続いていて重複しており、さらに言うと残りのもう1点は部活動の地域移行に関して言及しているのみで、少し偏っているような印象を受けた。前回の教育委員会会議の議題で、令和4年度の新体力テストの結果の報告があったが、習志野市の場合は平均値も高めで、運動ができるタイプの児童生徒が結構多い

が、逆に点数が低い子も多かったと記憶している。それを踏まえると、体力向上を掲げるよりも、子ども達が生涯を通して運動に親しみをもち、楽しむということをもう少し打ち出した方が良いと感じた。さらに、安全教育でいうと、不審者やSNS等のネット犯罪が最近問題になっているが、こういった事が起こってからでは遅いと思うので、こういった点を指導重点事項として強調することはできなかったのか、その辺りについてどう考えているか伺いたい、と質問

近藤指導課長

まず、体力向上については、底上げが非常に大切だと考えている。ここ数年、コロナ禍で運動制限が様々あったことから、体育活動が十分に確保できなかった面があり、体力向上を大きく掲げているが、今後は子ども達の体力の底上げを意識して指導にあたっていきたいと思っている。

次に、安全面については、御指摘のとおり様々な危険があり、生徒指導面やいじめ等のトラブルにも関係してくることは承知している。実際、SNSがきっかけとなるトラブルも散見される場所である。この指導重点事項では言及していないが、生徒指導を中心に、交通安全等も含めて、安全についてもしっかり学校に周知及び注意を投げかけていきたいと考えている、と回答

馬場委員

スライド資料2ページ目の上段の「習志野学びずむ」を基本として掲げているとの説明であったが、「脳に汗かく5分間 本気時間」というのは昨年度も掲げていたのか。本気時間について、各学校や各教室でどのような内容を本気時間として取り組んだのか、わかる範囲で教えていただきたい、と質問

近藤指導課長

例えば授業のまとめとして、自分で学習を振り返ったり、あるいは、運動等であれば、自分の目標に向かって一生懸命練習方法を考え、練習に励んだりする等があげられる。

昨年度、各学校に指導に行った際、このような場面を子ども達一人一人が集中できる時間にするべく、一緒に授業作りを行った。それを今年度もより確実に、そしてしっかりと目的を持って取り組んでいけるようにしていきたいと考えている、と回答

馬場委員

もし、本気時間5分間を使って、計算問題を一生懸命取り組むとか、漢字の書き取りをひたすら行うとか、そういったことに時間を充てているのだとしたら、どうしても能力の差が出てしまう部分でもあるので、課題がすぐに終わってしまった子は5分間の最後3分間はぼんやりとして過ごしたり、全然進まない子は一問にずっと苦しんで5分間を使い切ってしまうといったこともあったりなど、それは本気時間の使い方としては少し違うような気がしたが、今の回答を聞く限りはそういった取り組み内容ではないようで少し安心した。

さらに、「習志野学びずむ」の中の「ノート指導」の部分だが、「写す」から「つくる」と掲げられているが、タブレットを併用していることから、ノートを書いたり作ったりする機会が少し減少しているのではないかと懸念している。書くことが、基本としてはとても大事だと思うので、中学年から高学年に関しては、まず先生の板書を写すところから始めて、そこから発展的に自分だけのノートを作ることができるようになると良いと思うので、タブレットと並行して書く力を疎かにしない指導をぜひお願いしたい、と要望

近藤指導課長

書く力については非常に大きな課題として捉えている。この指導重点事項に書く力という表現の記載はないが、「学習指導」欄の「ならしの学力向上プラン」において、書く力に注力することを組

み込んでいる。これは、「全国学力・学習状況調査」を踏まえ、書く力をしっかり高めていくことを謳ったものである。タブレットとうまく併用しつつ、書くことも大切にしていきたいと思っている、と回答

赤澤委員

この指導重点事項の文書の位置付けについて伺いたい。ここに書いていないことはやらないという主旨のものではないということはあるが、学校側はこの指導重点事項をどのように受け止めることになるのか。例えば、必ずこの方針に従わなければならない義務のような位置付けのものなのか、あるいは、指導に関するアドバイスのような位置付けなのか、その辺りを教えていただきたい。

また、今年度の指導重点事項として「一人一人を育てる」という項目が増えているとのことだが、これは、毎年度全面的に変わるものなのか、それとも昨年度の内容に今年度の重点事項を加えたものなのか。位置付けや内容の作り方がよくわからないため、教えていただきたい、と質問

近藤指導課長

まず、位置付けについては、こういったことを一つの指針として、学校に重点的に指導にあたっていただきたい、取り組んでいただきたいという主旨で作成している。また、教育委員会としても、こういった指針で各学校の先生方に指導にあたるということをお知らせするものでもある。

また、指導重点事項の内容については、その年度毎の課題や特に力を入れたい事項を少しずつ加えて作成している、と回答

赤澤委員

あくまでお知らせのようなもので、義務ではないという理解でよいか、と質問

近藤指導課長

御指摘のとおりである。義務というよりは、重点として取り組んでいく事項を各学校に投げかけているものである、と回答

赤澤委員

今年度加わった「一人一人を育てる」を重点として周知するということが自体は良いが、今年度この内容が加わった理由は何かあるのか。例えば、学力調査の結果等では、習志野市は国語の読み取り等が弱点だったように思うが、そういった課題が反映されて指導の重点として掲げたというような、理屈や背景といった根拠が明示されていると良いと感じる。周知するにしても、根拠があった方がより伝わると思うが、今年度加わった項目の根拠を教えていただきたい、と質問

近藤指導課長

「一人一人を育てる」学校・家庭・地域社会の連携」を入れた理由としては、今年度から全ての小学校、中学校及び高等学校でコミュニティ・スクールを実施するにあたり、学校と地域、保護者の連携体制を整えたことから、指導重点事項としてもこの連携をしっかりと深め、一緒に子どもを育てていくことを目的に加えたものである、と回答

小熊教育長

この指導重点事項については、これまでお示ししていなかったものであるが、委員の御指摘を聞いていて、本来であれば、昨年度末の段階で次年度の指導方針をお示して御意見をいただいた上で、まとめる形をとることが望ましいと感じた。中身については、これまで委員の皆様からいただいた御意見を加味した部分と、新たな取り組みの部分に関してはしっかりと指導重点事項とし

て記載させていただき、その点を教育委員会として、これからの学校訪問の指導に生かしていくとともに、それぞれの学校においてはこれを一つの指針として、取り組みとして足りない部分がないかどうかをチェックしていく役割もあると捉えている。そういった意味では、先程御意見をいただいた安全教育はまさに御指摘のとおりで、不審者対応等については、今年度どのように対応するかが昨年来の課題となっていることも含めて、所管課と連携しながら学校訪問で指導していきたいと考えている。

また、今回、御指摘があった内容について、今週の校長会議の中でも触れさせていただき、しっかりと取り組めるように準備していきたいと思っている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(7)は終了した。

報告事項(8) 新型コロナウイルス感染症5類移行に係る学校生活の対応について(指導課)

近藤指導課長

報告事項(8)「新型コロナウイルス感染症5類移行に係る学校生活の対応について」、説明する。令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが2類相当から5類感染症へ移行されることに伴い、国・県において、基本的対処方針やガイドライン等の廃止、療養期間の短縮などが進むものと考えられる。なお、市については今後決定されるものである。

資料は、市立学校についての現時点での基本方針を示したものである。今後、市の方針決定を受け、その方針と照らし合わせて学校の対応を正式に決定していく。

まず、資料中段を御覧いただきたい。令和2年6月より随時更新を行ってきた、「習志野市学校の新しい生活様式」については、令和5年5月7日をもって廃止を検討している。ただし、各教育活動についての留意点等が示された場合は改訂版を発出する。また、生活様式を廃止した場合も、換気や咳エチケットなど、基本的な感染症対策の周知は引き続き行っていく。

次に、「2. 学校における取組について」の「(1)マスクの着用について」は、マスクの着用は求めないことを基本とし、個人の判断とする。その際はマスクの着脱を強いることがないように配慮するとともに、着用の有無による差別や偏見がないよう適切に指導していく。「(2)教育活動について」は、これを制限せずに行う。一方で、「(3)感染症対策について」は、新型コロナウイルス感染症は終息したわけではないため、引き続き感染症対策を図っていく。インフルエンザ等と同様に、うがい・手洗い、十分な休養等に努め、感染症が発生した場合には、その状況により学級閉鎖等の対策を講じることとする。出席の扱いについては、原則5日間の出席停止とする、と概要を説明

小熊教育長

4月からマスクの着用は個人の判断となったが、学校におけるマスクの着脱の状況について補足して説明をしていただきたい、と質問

近藤指導課長

子ども達の中でも、着用している子、着用していない子それぞれである。4月のスタート時点では、どちらかと言うとマスクを着用している子の方が多かったと聞いている。現在は、少しずつ外している子も増えてきている状況だと認識している。今後も着用に係る差別等がないように、また外したい子が外せない、外したくない子が外さなければいけない、というような状況が発生しないように、引き続き学校に周知を図っていく、と回答

小熊教育長

マスクの着脱のおおよその割合がわかれば説明していただきたい、と質問

近藤指導課長

現在把握をしていないが、今後学校訪問などを通じて注視していきたい、と回答

小熊教育長

マスク着脱の状況については承知した、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(8)は終了した。

＜報告事項(3)及び(4)並びに議案第11号ないし議案第15号については非公開。

ただし、議案第15号については令和5年6月2日をもって

市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(3) 臨時代理の報告について(習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について) (指導課)

報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 臨時代理の報告について(令和5年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について) (指導課)

報告事項(4)は終了した。

議案第11号 令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について(教育総務課)

宮崎学校教育部主幹

議案第11号「令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、概要を説明

採決の結果、議案第11号は原案どおり可決された。

議案第12号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について (社会教育課)

小平生涯学習部主幹

議案第12号「習志野市史編さん委員会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第12号は原案どおり可決された。

議案第13号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

(中央公民館)

小久保中央公民館長

議案第13号「習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第13号は原案どおり可決された。

議案第14号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

(生涯スポーツ課)

三橋生涯スポーツ課長

議案第14号「習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第14号は原案どおり可決された。

**議案第15号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について**

(生涯スポーツ課)

三橋生涯スポーツ課長

議案第15号「習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明する。本市では、適正な受益者負担を確保していく観点から、「使用料、手数料等の積算基準(平成25年11月改訂)」に基づき、3年毎に使用料の見直しを実施するものとされており、また、指定管理者制度を導入し、かつ、利用料金制を採用している施設については、指定管理者の更新時に改定を行うこととされている。このことから、スポーツ施設については、次期指定管理者の公募に先立ち、習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の使用料部分について改定しようとするものである。

資料の新旧対照表1ページ目を御覧いただきたい。対象施設は、袖ヶ浦体育館の他8施設で、積算の方法としては、「使用料、手数料等の積算基準」に基づき、過去3年間である令和元年度から令和3年度決算における各施設に係る総コストを、年間利用可能コマ数で除して算出している。これらの結果として、おおむね値上げとなるが、一方、テニスコート、サッカー場、フットサルコートの照明料は値下げとなる。これは、改定にあたっての計算式により、令和元年度から令和3年度の間決算額で計算した結果、この期間は電力自由化による価格競争があったことを反映したことによるものである。また、今回の改定にあたり、秋津サッカー場でのアマチュア以外の利用に対する利用料金を新たに設定しようとするものである。今後の予定については、6月の市議会に条例改正の議案を提案し、議決後の7月から次期指定管理者の公募を行った上、候補者の選定後、10月の教育委員会会議にお諮りし、12月の市議会にて事業者が決定する流れとなる。なお、施行日については、新たな指定管理期間の開始に合わせ、令和6年4月1日からとするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第4回定例会の閉会を宣言